

News Release



2016年10月7日

火災保険の特約として業界初 「マンションドクター火災保険」に 「マンション管理組合役員賠償責任補償特約」を新設

日新火災海上保険株式会社（社長：村島 雅人、以下「弊社」）は、火災保険にセットできる商品としては業界初(*1)となる「マンション管理組合役員賠償責任補償特約」を、2016年10月(*2)から販売開始しました。マンション管理組合向けの火災保険「マンションドクター火災保険(*3)」に任意でセットしていただける商品です。

本特約は、分譲マンションの管理組合理事長をはじめとした役員が、その業務の遂行によって損害賠償請求を受けた場合の法律上の損害賠償金、弁護士費用等（法律相談費用を含みます）および情報漏えい対応費用を補償するものです。

分譲マンションの管理組合役員は1～2年交代で就任することが多く、必ずしもマンション管理の実務に明るいとは限りません。そのため、誤って居住者の個人情報を開示してしまい、トラブルから訴訟に発展する、マンション共用部分の修繕費用が「適正な支出額を超えて」いるとして居住者から損害賠償請求をされるなど、業務を行う中で想定外の経済的損失を被る可能性があります。

弊社は、お客さまが安心して質の高いマンション管理をおこなえるよう、これらのリスクをカバーする本特約を新設し、「マンションドクター火災保険」にセットできるようにしました。

弊社では今後も、「マンションドクター火災保険」および本特約の販売を通じて、マンションの住環境の維持・向上に貢献していきます。

●マンションドクター火災保険

マンション共用部分を取り巻くリスクを総合的に補償する、管理組合向けの火災保険です。弊社が業務提携する、一般社団法人日本マンション管理士会連合会が実施する「マンション管理適正化診断サービス」の診断結果に応じて保険料が決まるため、診断結果が良好な場合は、本商品に割安な保険料でご加入いただくことができます。本商品は、マンション管理の専門家と連携し、“管理の質”に応じた保険料を実現した業界初の保険です。

(*1) 2016年10月当社調べ

(*2) 保険期間の開始日は2017年1月1日以降となります。

(*3) 正式名称は「マンション管理組合特約付すまいの保険」です。

[「マンションドクター火災保険」参考資料]

- 公式サイト(https://www.nisshinfire.co.jp/mansion_dr_kasai/)
- パンフレット(<https://www.nisshinfire.co.jp/service/list.html#house>)

※2025年4月7日 リンクの修正を行いました。

以上

<ニュースリリースに関するお問い合わせ先>

経営企画部・広報グループ（担当：山本、山下、池田） TEL:03(5282)5503